



# がんばって休みましょう キャンペーン実施中

## 皆さん、夏休みは取れますか？ 年休を取得しやすい環境を作りましょう

労働基準法第39条において、年休の制度が規定され、これにより賃金の支払いを受けつつ就業義務が免除される休暇を取得する権利が保障されています。年休権は、労働からの解放によって労働者の疲労を回復することだけが目的ではなく、労働者が人間らしい生活、健康で文化的な生活を実現するために不可欠な権利として保障されたものです。

労働者には年休を取得する時季(年休を取る日)を指定する権利があります。使用者側には、業務繁忙期など特別な場合を除いて、休暇時季の変更権は認められていません。また年休をどんな目的で取得するかについての法的な制限はありません。

2019年から、年休取得促進のため、年5日の年休については使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。時間単位の年休についてはこの5日の対象になりません。

年休はあくまでも労働者が権利を行使してはじめて実効化されるものです。同僚への気兼ね等から請求をためらう方もあるかも知れませんが、年休を積極的に取りましょう。みんなが年休を消化して職場がパンクするということであれば、元々人手が足りていないのです。



弘前大学職員組合 [hirodai.shokuso@gmail.com](mailto:hirodai.shokuso@gmail.com)

電話 0172-34-5539(内線 2028) 労働相談はいつでも応じます

弘大職組 HP はこちら↑です  
ご意見・ご感想をお寄せください